

青森県報

号外第二十二号

令和八年
三月二十七日
(金曜日)

目次

告示

○令和八年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領……………(財政課)…

告示

青森県告示第百七十八号

令和八年二月青森県議会第三百二十五回定例会の議決を経た令和八年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 本 宗 一 強

令和八年度青森県一般会計予算

令和八年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ751,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	162,183,592
1	県	民 税	42,840,409
2	事	業 税	29,429,227
3	地	方 消 費 税	36,909,909
4	不	動 産 取 得 税	2,406,311
5	た	ば こ 税	1,732,928
6	ゴ	ル フ 場 利 用 税	140,688
7	軽	油 引 取 税	6,106,083
8	自	動 車 税	15,496,491
9	敏	区 税	2,007

3	利子割交付金					395,383
4	配当割交付金					616,100
5	株式等譲渡所得割交付金					741,520
6	法人事業税交付金					2,181,346
7	地方消費税交付金					38,610,544
8	ゴルフ場利用税交付金					99,994
9	自動車取得税交付金					1
10	環境性能割交付金					34,798
14	予備費					150,000
1	予備費					150,000
歳出合計						751,400,000

第2表 継続費

款項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
2 総務費				
1 総務管理費	原本庁舎中庭電気棟建築事業費	3,660,430	令和8年度	1,100,381
			令和9年度	1,832,413
			令和10年度	727,636
7 防災費	消防学校訓練塔・燃焼実験室建築事業費	1,255,275	令和8年度	99,904
			令和9年度	1,052,424
			令和10年度	102,947
3 民生費				
1 社会福祉費	ねむのき会館建築事業費	1,147,286	令和8年度	430,224
			令和9年度	717,062
9 警察費				
1 警察管理費	弘前警察署庁舎建築事業費	7,250,347	令和8年度	1,425,089
			令和9年度	2,850,075
			令和10年度	1,900,028
			令和11年度	396,783
			令和12年度	566,672
			令和13年度	111,700

10 教育費								
4 高等学校費	三本木農業専修高等学校寄宿舍建築事業費	3,251,257	令和8年度	639,243				
			令和9年度	1,733,078				
			令和10年度	878,936				

第3表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額 千円
令和8年度五所川原合同庁舎受変電設備更新工事代金	令和8年度ポールパーク整備推進事業アドバイザー業務委託代金	令和9年度		62,194
		令和9年度		129,256
青森県総合運動公園園田水泳場解体工事代金	令和8年度アピオあおもり改修工事代金	令和9年度から令和10年度まで		347,086
		令和9年度		270,405
令和8年度青森県立子ども自立センターみらい施設整備設計業務委託代金	令和8年度獣医師研修学資金貸付	令和9年度		46,434
		令和9年度から令和13年度まで		47,520
令和8年度医師研修学資金貸付	令和8年度看護師等修学資金貸付	令和9年度から令和13年度まで		144,000
		令和9年度から令和11年度まで		127,812
令和8年度難職者等再就職訓練事業委託代金	令和8年度農林水産部公用車に係るリース料	令和9年度から令和10年度まで		206,498
		令和9年度から令和15年度まで		118,411
令和8年度農業近代化資金の利子補給	令和8年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	令和9年度から令和29年度まで	利子補給対象借入資金限度額	408,321
		令和9年度から令和24年度まで	利子補給率	年0.4%から1.3%
令和8年度つがる広域家畜保健衛生所基本設計・実施設計業務委託代金	令和9年度	令和9年度	利子補給率	年1.3%
				19,402

令和8年度農地中間管理機構の農地売買等事業（担い手支援資金借入金に対する損失補償）	令和8年度から令和10年度まで	51,727	青森県次期建設工事管理システム導入等業務委託代金	令和9年度から令和10年度まで	275,000
令和8年度農地中間管理機構の農地売買等事業（所有者不明農地借入金に伴う供託金借入金に対する損失補償）	令和8年度から令和49年度まで	1,656	令和8年度国道101号橋梁補修事業（吾妻館跨線橋）工事代金	令和9年度	100,000
令和8年度基幹水利施設スロットクマネジメント事業工事代金	令和9年度	403,000	令和8年度路面清掃車購入代金	令和9年度	40,000
令和8年度経営体育成基盤整備事業工事代金	令和9年度から令和10年度まで	1,530,000	令和8年度十和田三戸線橋梁架替事業（縮生橋）工事代金	令和9年度	80,000
令和8年度防災ダム事業工事代金	令和9年度	621,000	令和8年度遠部ダム管理用制御処理設備改良工事代金	令和9年度	115,000
令和8年度農業用河川工作物応急対策事業工事代金	令和9年度	89,000	湯ダム管理用発電設備更新工事代金	令和9年度から令和11年度まで	570,000
令和8年度中山間地域総合整備事業工事代金	令和9年度	130,000	令和8年度白銀市川環状線都市計画街路事業工事代金	令和9年度	120,000
令和8年度農業水利施設魚道整備促進事業工事代金	令和9年度	51,000	新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業費	令和9年度から令和20年度まで	12,421,186
令和8年度漁業近代化資金の利子補給	令和9年度から令和28年度まで	利子補給対象借入資金限度額 119,608 利子補給率 年0.8%から1.3%	令和8年度新青森県総合運動公園総合体育館衛生設備改修工事代金	令和9年度	27,686
令和8年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和9年度から令和23年度まで	利子補給対象借入資金限度額 5,785 利子補給率 年1.3%	令和8年度青森空港除雪車両購入費	令和9年度	50,000
令和8年度漁業経営再建資金利子補給	令和9年度から令和18年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,502 利子補給率 年0.15%	令和8年度ヘアレ中継システム更新事業費	令和9年度	166,176
令和8年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和9年度から令和18年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,514 利子補給率 年0.65%から1.3%	令和8年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和9年度から令和11年度まで	2,664
令和8年度むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和8年度から令和9年度まで	55,000	令和8年度県立高等学校体育館空調設備整備設計業務委託代金	令和9年度	57,342
令和8年度I.T・コンパクトセンター関連産業立地促進費補助	令和8年度から令和12年度まで	206,000	令和8年度柏木農業高等学校受変電設備等改修工事代金	令和9年度	62,060
令和8年度青森県産業立地促進費補助	令和8年度から令和32年度まで	4,000,000	令和8年度八戸工業高等学校改築設計業務委託代金	令和9年度	150,930
令和8年度青森県立三沢航空科学館空調設備更新工事代金	令和9年度	221,727	令和8年度八戸東高等学校改築設計業務委託代金	令和9年度	56,754
			令和8年度青森豊学校解体工事代金	令和9年度	432,457
			令和8年度八戸工業高等学校普通教室棟解体工事代金	令和9年度	117,622
			令和8年度県立特別支援学校校舎空調設備整備工事代金	令和9年度	49,500

令和8年度県立特別支援学校 受変電設備改修工事代金	令和9年度	89,578	特別支援学校整備事業	1,682,000
令和8年度県立特別支援学校 体育館空調設備整備設計業務 委託代金	令和9年度	4,527	公営住宅建設事業	739,000
令和8年度埋蔵文化財調査セ ンター設備改修工事代金	令和9年度	152,257	過年発生補助災害復 旧事業	991,000
青森県武道館管理委託代金	令和9年度から 令和10年度まで	191,316	過年発生単独災害復 旧事業	1,551,000
令和8年度青森県武道館給排 水衛生設備更新工事代金	令和9年度	19,428	現年発生補助災害復 旧事業	1,248,000
令和8年度青森県武道館受変 電設備更新工事代金	令和9年度	65,790	現年発生国直轄災害 復旧事業	133,000
			現年発生単独災害復 旧事業	30,000
			障がい者福祉施設等 整備事業	26,000
			警察施設整備事業	1,653,000
			学校教育施設等整備 事業	32,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	金額
港湾事業	1,260,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更年間で償還又は借換することができる。	55,000
河川事業	2,770,000				3,000
海岸事業	358,000				70,000
農業農村整備事業	3,179,000				7,000
災害関連事業	1,945,000				5,099,000
治水事業	606,000				1,090,000
砂防事業	1,006,000				624,000
都市計画事業	887,000				66,000
治山事業	348,000				7,000
林道事業	96,000				297,000
漁港事業	3,686,000				346,000
自然公園施設整備事業	36,000				
道路事業	13,815,000				
空港事業	373,000				
公園事業	162,000				
交通安全施設整備事業	790,000				
高等学校整備事業	2,961,000				

特別支援学校整備事業	1,682,000
公営住宅建設事業	739,000
過年発生補助災害復旧事業	991,000
過年発生単独災害復旧事業	1,551,000
現年発生補助災害復旧事業	1,248,000
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
現年発生単独災害復旧事業	30,000
障がい者福祉施設等整備事業	26,000
警察施設整備事業	1,653,000
学校教育施設等整備事業	32,000
三内丸山遺跡史跡整備事業	55,000
議会インターネット中継システム改修事業	3,000
財務会計システム改修事業	70,000
公用車更新事業	7,000
合同庁舎等整備事業	5,099,000
県本庁舎津波浸水対策事業	1,090,000
旧ラ・プラヌ青い森改修事業	624,000
自治研修所施設整備改修事業	66,000
公共施設予約システム整備事業	7,000
北海道新幹線鉄道整備事業	297,000
アピオあおもり改修事業	346,000

被災者生活再建支援 対策事業	463,000
防災航空センター改 修事業	3,000
屋上へりポート航空 灯火整備事業	29,000
全国瞬時警報システ ム更新事業	2,000
健康医療福祉部庁舎 改修事業	30,000
県民福祉プラザ施設 整備事業	141,000
聴覚障がい者情報セ ンター改修事業	29,000
ねむのき会館改修事 業	387,000
青森福祉庁舎改修事 業	45,000
子ども自立センター みらい施設整備事業	60,000
療育福祉・医療療育 センター改修事業	42,000
衛生研究所改修事業	104,000
県立保健大学施設整 備事業	255,000
菅農 大学施設整備 事業	68,000
家畜保健衛生所整備 事業	6,000
自然災害防止事業	2,473,000
青森県立三沢航空科 学館整備事業	443,000
県立美術館設備改修 事業	99,000
県道等整備事業	2,569,000
県営住宅管理システ ム改修事業	4,000
災害対策警察活動基 盤整備事業	3,000

遠隔教育環境整備事 業	3,000
総合学校教育セン ター整備事業	337,000
社会教育施設整備事 業	202,000
埋蔵文化財調査セン ター改修事業	101,000
三内丸山遺跡セン ター改修事業	121,000
体育施設整備事業	345,000
公有林整備事業	26,000
計	58,417,000

令和8年度青森県公債費特別会計予算

令和8年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,058,196千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこと
ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入金	繰入金	91,923,196
1	一般会計繰入金		86,570,982
2	基金繰入金		5,352,214
2	県債	県債	23,135,000

1 県	入	合計	23,135,000
歳	出	合計	115,058,196

1 公	債	費	金額
1 公	債	費	千円
歳	出	合計	115,058,196
			115,058,196

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	23,135,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計 23,135,000 / /

令和8年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和8年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,230,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金額
款	項	千円
1	使用料及び手数料	1,276,786
1	使用料	1,276,786
2	財産収入	1
1	財産運用収入	1
3	繰入金	914,901
1	一般会計繰入金	914,901
4	繰越金	3
1	繰越金	3
5	諸収入	38,593
1	県預金利息	160
2	受託事業収入	510
3	雑収入	37,923
歳	入	合計
合計		2,230,284

歳	出	金額
款	項	千円
1	療育福祉・医療療育センター費	2,230,124
1	あすなる療育福祉センター費	811,980
2	さわらび療育福祉センター費	461,848
3	はまなす医療療育センター費	956,296
2	公債費	160
1	公債費	160
歳	出	合計
合計		2,230,284

令和8年度青森県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,790,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款 項	金 額 千円
1	分担金及び負担金	25,266
1	1 負担金	25,266
2	使用料及び手数料	358,896
1	1 使用料	358,896
3	繰越金	1
1	1 繰越金	1
4	諸収入	6,703
1	1 県預金	1
2	2 県雑収入	6,702
5	5 県債	2,400,000
1	1 県債	2,400,000
歳 入	合 計	2,790,866
歳 出		

款 項

金 額
千円

1	港湾整備事業費	2,555,073
1	1 青森港整備事業費	1,628,043
2	2 八戸港整備事業費	124,235
3	3 津軽港整備事業費	801,116
4	4 大湊港整備事業費	1,679
2	2 公債費	174,223
1	1 公債費	174,223
3	3 繰出金	61,570
1	1 一般会計繰出金	61,570
歳 出	合 計	2,790,866

第2表 地方債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
港湾整備事業	2,400,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	2,400,000	/	/	/

令和8年度青森県証紙特別会計予算

令和8年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,894,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	1,817,602
1	証紙取扱収入	1,817,602
2	繰入金	76,962
1	一般会計繰入金	76,962
3	繰越金	1
1	繰越金	1
歳	入	1,894,565
出	合	
計	計	1,894,565

令和8年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

款	項	金額 千円
1	証紙管理取扱費	1,894,565
1	証紙取扱費	1,894,565
歳	出	1,894,565
合	計	1,894,565

令和8年度青森県管理特別会計予算

令和8年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,928千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金額 千円
款	項	
1	繰越金	1
1	繰越金	1
2	繰入金	402,927
1	管理費収入	402,927

歳	入	金額 千円
出	合	402,928
計	計	402,928
款	項	
1	管理費	402,928
1	管理費	402,928
歳	出	402,928
合	計	402,928

令和8年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,310千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金額 千円
款	項	
1	財産収入	128,310
1	財産売却収入	128,310
歳	入	128,310
合	計	128,310
歳	出	
款	項	
1	土木費	128,310
1	道路橋梁費	128,310
歳	出	128,310
合	計	128,310

令和8年度青森県駐車場事業特別会計予算

令和8年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金額
千円

1 使用料及び手数料

料

28,595

1 使 用

料

28,595

2 財 産 収 入

入

277

1 財 産 運 用 収 入

入

275

2 財 産 売 払 収 入

入

2

3 繰 越 金

金

1

1 繰 越 金

金

1

4 諸 収 入 子

金

5,402

1 県 預 金 利 子

入

1

2 雑 入 入

入

5,401

歳 入 合 計

計

34,275

歳 出

款 項

金額
千円

1 駐 車 場 事 業 費

費

33,702

1 県 営 駐 車 場 運 営 費

費

24,004

2 地下駐車場運営費

9,698

2 公 債 費

費

1

1 公 債 費

費

1

3 繰 出 金

金

572

1 一 般 会 計 繰 出 金

金

572

歳 出 合 計

計

34,275

令和8年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和8年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,870,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,030,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金額
千円

1 使用料及び手数料

料

5,746,160

1 使 用

料

5,746,160

2 繰 入 金

金

1,000,034

1 一 般 会 計 繰 入 金

金

1,000,034

3 県 債

債

1,124,000

1 県 債

債

1,124,000

歳 入 合 計

計

7,870,194

歳 出

款 項	金 額 千円
1 鉄道施設事業費	6,978,408
1 鉄道施設管理費	6,978,408
2 公 債 費	891,786
1 公 債 費	891,786
歳 出 合 計	7,870,194

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
鉄道施設事業	1,124,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合意によりただし、更に、繰上償還又は借り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	1,124,000	/	/	/

令和8年度青森県国民健康保険特別会計予算

令和8年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,919,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款 項	金 額
-----	-----	-----

千円

1	分担金及び負担金	33,506,923
1	1 負 担 金	33,506,923
2	国 庫 支 出 金	35,515,275
1	1 国 庫 負 担 金	23,411,517
2	2 国 庫 補 助 金	12,103,758
3	前 期 高 齢 者 交 付 金	42,423,155
1	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	42,423,155
4	共 同 事 業 交 付 金	314,537
1	1 共 同 事 業 交 付 金	314,537
5	出 産 育 児 交 付 金	17,046
1	1 出 産 育 児 交 付 金	17,046
6	財 産 運 用 収 入	22,024
1	1 財 産 運 用 収 入	22,024
7	繰 上 償 還 金	10,121,021
1	1 繰 上 償 還 金	7,301,021
2	2 繰 上 償 還 金	2,820,000
8	繰 上 償 還 金	1
1	1 繰 上 償 還 金	1
9	諸 収 入	2
1	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金 返 還 金	1
2	2 県 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		121,919,984

歳 出

款 項	金 額 千円
1 国民健康保険事業費	121,919,499
1 運 営 費	157,259
2 国民健康保険事業費交付金等	121,740,216
3 財政安定化基金積立金	22,024
2 公 債 費	485

1 公 債 費 485
 歳 出 合 計 121,919,984

令和8年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,598千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額
 千円

1 歳 入 金 16,763
 1 一般会計繰入金 16,763

2 歳 入 金 101,888
 1 繰 越 金 101,888

3 諸 収 入 金 115,947
 1 県 預 金 利 子 112
 2 貸付金元利収入 115,831

3 歳 入 合 計 234,598
 4

歳 出 金 額
 千円

款 項 金 額
 千円

1 母子父子寡婦福祉資金貸付費 234,598

1 母子父子寡婦福祉資金貸付費 234,598
 歳 出 合 計 234,598

第2表 債務負担行為

事 項 期 間 限 度 額
 千円

令和8年度母子福祉資金貸付金 令和9年度から令和11年度まで 76,590

令和8年度父子福祉資金貸付金 令和9年度から令和11年度まで 14,922

令和8年度寡婦福祉資金貸付金 令和9年度から令和11年度まで 14,289

令和8年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和8年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,163,179千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額
 千円

1 歳 入 金 7,744
 1 一般会計繰入金 7,744

2 歳 入 金 5,638
 1 繰 越 金 5,638

3 諸 収 入 金 1,520,357
 1 県 預 金 利 子 1,509,472

2 歳 入 合 計 234,598
 590

3	雑	入	2
4	貸付金	利子	10,293
4	県	債	629,440
1	歳	入	629,440
		合計	2,163,179

1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	786,800
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	786,800
2	事務費	8,337
1	諸費	8,337
3	公債費	1,362,237
1	公債費	1,362,237
4	繰出金	5,805
1	一般会計繰出金	5,805
	歳出合計	2,163,179

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金	629,440	普通貸借	1.20	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	629,440	/	/	/

令和8年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金	額
		千円	
1	貸付勘定収入	179	
1	繰越収入	178	
2	諸勘定収入	1	
2	業務勘定収入	835	
1	繰越収入	832	
2	諸収入	3	
	歳入合計	1,014	

歳	出	金	額
		千円	
1	貸付勘定	179	
1	国庫返還金	119	
2	繰出金	60	
2	業務勘定	835	
1	取扱事務費	835	
	歳出合計	1,014	

令和8年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	歳入	歳出
1 貸付勘定収入	1 貸付勘定	130,000	130,000
1 繰越収入	1 沿岸漁業改善資金貸付金	109,472	130,000
2 諸収入	2 業務勘定	20,528	2,154
2 業務勘定収入	1 取扱事務費	2,154	2,154
1 繰越収入	1 歳出合計	2,150	132,154
2 繰越収入		1	
3 諸収入		3	
歳入合計		132,154	

令和8年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院	584床
(1) 病床数	454,830人
(2) 年間患者数	182,500人
イ 入院患者数	272,330人
ロ 外来患者数	
(3) 一日平均患者数	

イ 入院患者数	500人
ロ 外来患者数	1,130人
(4) 建設改良工事	548,013千円
イ 病院工入	3,436,568千円
ロ 資産購入	340,086千円
ハ リース資産購入	
2 青森県立つくしが丘病院	230床
(1) 病床数	70,895人
(2) 年間患者数	41,975人
イ 入院患者数	28,920人
ロ 外来患者数	
(3) 一日平均患者数	115人
イ 入院患者数	120人
ロ 外来患者数	
(4) 建設改良工事	13,812千円
イ 病院工入	91,980千円
ロ 資産購入	
3 共同経営・統合新病院	856,394千円
(1) 建設改良工事	54,574千円
イ 病院工入	
ロ 資産購入	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 中央病院事業収益	33,789,510千円
第1項 医療収益	29,480,864千円
第2項 医療外収益	4,308,646千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,865,573千円
第1項 医療収益	1,136,888千円
第2項 医療外収益	728,685千円
第3款 共同経営・統合新病院事業収益	932千円

第1項 医 業 外 収 益 932千円

支 出

第1款 中央病院事業費用 35,335,678千円

第1項 医 業 費 用 34,812,812千円

第2項 医 業 外 費 用 512,866千円

第3項 予 備 費 10,000千円

第2款 つくしが丘病院事業費用 2,039,469千円

第1項 医 業 費 用 2,026,050千円

第2項 医 業 外 費 用 12,419千円

第3項 予 備 費 1,000千円

第3款 共同経営・統合新病院事業費用 4,401千円

第1項 医 業 外 収 益 4,401千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,213,200千円は損益勘定留保資金1,213,200千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入 4,748,009千円

第1項 負 担 金 827,009千円

第2項 企 業 債 3,921,000千円

第2款 つくしが丘病院資本的収入 128,757千円

第1項 負 担 金 27,757千円

第2項 企 業 債 101,000千円

第3款 共同経営・統合新病院資本的収入 840,490千円

第1項 負 担 金 140,392千円

第2項 企 業 債 574,900千円

第3項 諸 収 入 125,198千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出 5,886,946千円

第1項 建設改良費 4,324,667千円

第2項 企業債償還金 1,462,279千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 100,000千円

第2款 つくしが丘病院資本的支出 132,542千円

第1項 建設改良費 105,792千円

第2項 企業債償還金 26,750千円

第3款 共同経営・統合新病院資本的支出 910,968千円

第1項 建設改良費 910,968千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年割額 千円
1 中央病院資本的支出	1 建設改良費	252,500	令和8年度	1,250
			令和9年度	251,250
	県立中央病院機械設備改修工事費	84,500	令和8年度	1,250
	県立中央病院電気設備改修工事費		令和9年度	83,250

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	3,921,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院施設整備事業及び医療器械整備事業	101,000			
共同経営・統合新病院施設整備事業	574,900			
計	4,596,900	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,343,592千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、13,700,764千円と定める。

令和8年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間総給水量 109,987.114立方メートル

ロ 給水事業所数 11事業所

ハ 一日平均給水量 301.335立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 896,522千円

第1項 営業収益 892,875千円

第2項 営業外収益 3,647千円

支出

第1款 工業用水道事業費用 887,359千円

第1項 営業費用 862,948千円

第2項 営業外費用 22,411千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,471千円は建設改良積立金85,404千円、損益勘定留保資金20,527千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,540千円で補てんするものとする。)

支出

第1款 資本的支出 114,471千円

第1項 建設改良費 93,944千円

第2項 企業債償還金 20,527千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 152,669千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,512千円と定める。

令和8年度青森県下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県流域下水道		
(1) 処 理 人 口	244,602人	
(2) 一日平均処理水量	113,747立方メートル	
(3) 建設改良		
イ 下 水 道 工 事	1,840,200千円	
2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道		
(1) 処 理 人 口	15,287人	
(2) 一日平均処理水量	1,672立方メートル	
(3) 建設改良		
イ 下 水 道 工 事	97,061千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款 流域下水道事業収益		
第1項 営業収益	5,127,776千円	
第2項 営業外収益	2,784,620千円	
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益	2,343,156千円	
第1項 営業収益	382,578千円	
第2項 営業外収益	70,209千円	
支出		
第1項 営業外収益	312,369千円	

第1款 流域下水道事業費用		
第1項 営業費用	5,122,004千円	
第2項 営業外費用	4,896,493千円	
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用	225,511千円	
第1項 営業費用	381,006千円	
第2項 営業外費用	380,298千円	
(資本的収入及び支出)		708千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,344千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,344千円で補てんするものとする。）。

収入		
第1款 流域下水道資本的収入		2,305,758千円
第1項 企業債	399,000千円	
第2項 負担金	864,558千円	
第3項 補助金	1,042,200千円	
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入		97,061千円
第1項 負担金	67,261千円	
第2項 補助金	29,800千円	
支出		
第1款 流域下水道資本的支出		2,311,530千円
第1項 建設改良費	1,840,200千円	
第2項 企業債償還金	471,330千円	
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出		98,633千円
第1項 建設改良費	97,061千円	
第2項 企業債償還金	1,572千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項 目	期 間	限 度	額 千円
令和8年度岩木川流域下水道事業工事代金		令和9年度		419,000
令和8年度馬淵川流域下水道事業工事代金		令和9年度から令和10年度まで		1,014,000
令和8年度十和田湖特定環境保全公共下水道事業工事代金		令和9年度から令和10年度まで		408,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度	額	起債の方法	利率	償 還	の 方 法
	千円			%		

下水事業 399,000 普通貸借又は債券発行 90 公的資金の場合は、融通条件による。知事が借入先と協議の上定める。合により年変更、繰上償還又は借換することができる。

計 399,000 / / /

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、494,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 78,910千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭